（別紙）

公用車賃貸借仕様書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県会計局契約・検査課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　調達番号：71250

１　品名及び規格等

(1) 品名　電気自動車(普通自動車、ハッチバックタイプ５人乗、日産自動車リーフＸ　型式ＺＡＡ－ＺＥ１と同等品、なお、寒冷地仕様とするなど長野県内における常用に支障がないこと)

(2) 規格　リチウムイオン電池(駆動用バッテリー　総電力量40kWh)

(3) 装備及び付属品

エアコン、ＡＭ／ＦＭラジオ、ＥＴＣ車載器(音声式)、ナビゲーションシステム(充電ポイント検索可能なもの)、サイドバイザー、フロアカーペット、標準パンク修理キット、三角停止表示板、工具(ジャッキ、ホイールレンチ等)

(4) 外から見てＥＶ車と分かるようなボディサイドステッカー

２　納入場所及び数量等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 郵便番号及び住所 | 部局名 | 所属名 | 台  数 | 庁舎管理部所 | 予定年間  走行距離 |
| a | 〒380-0872  長野市大字南長野妻科282-7 | 県民文化部 | 中央児童相談所 | １ | 同左 | 約  25,200km |
| b | 〒380-0872  長野市大字南長野妻科282-7 | 県民文化部 | 中央児童相談所 | １ | 同左 | 約  25,200km |
| c | 〒380-0872  長野市大字南長野妻科282-7 | 県民文化部 | 中央児童相談所 | １ | 同左 | 約  25,200km |
| d | 〒390-1401  松本市波田9986 | 県民文化部 | 松本児童相談所 | １ | 同左 | 約  25,000km |
| 計 |  |  |  | ４ |  |  |

３　履行期間

令和４年12月１日（木）から令和11年11月30日（金）まで

４　点検・整備等その他の見積り条件

(1) 初期登録諸費用、自動車税環境性能割及び借入期間中の公租公課等(自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料等)は見積り金額に含めること。なお、自動車税相当分は含まない。

(2) 任意保険は県にて加入し、任意保険該当の修繕・賠償については、長野県が別途支払いを行う。

(3) 車検整備及び法定点検整備を含むこと。

(4) 油脂類・消耗品の交換・補充、点検に伴う簡易な補修等を含むこと。

(5) 点検、故障、修理等における代車費用を含むこと(代車は電気自動車に限らない)。

(6) スタッドレスタイヤを用意し、シーズン交換も行うこと。

(7) ノーマルタイヤ及びスタッドレスタイヤが摩耗等をした場合は、借入期間中の新品交換を行うこと。

(8) 予定年間走行距離は、「２　納入場所及び数量等」に記載のとおりとする。

(9) 契約見積期間を84月とし、発注部局ごとに契約書を作成する必要があるため、入札金額（消費税及び地方消費税を含まない）は、１台ごとの月額単価（複数単価契約）とする。

(10)ボディーカラーはシルバー系もしくはホワイト系とする。

(11)契約額は、入札金額に10/100に相当する額を加算した額とする。

５　クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の申請を前提としたリース料金の算定

(1) 賃貸人は、令和４年度において、国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」について自ら交付申請を行い、補助金の交付を受けるとともに、賃借人が支払うリース料金に還元させるものとする。

(2) 入札参加者は、入札金額の算定に当たり、(1) の事業のうち、リース契約も対象となる予定の「電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等の導入補助事業」について、入札参加者自らが、補助金の交付申請及び受領等の手続を行うことを想定するとともに、当該補助金相当額のリース料金への反映を想定するものとする。

(3) 発注者は、入札参加者が(2) 補助金の交付を受けることを前提として予定価格を算定することから、入札参加者もこれを踏まえた上で、入札金額の積算を行うこと。

(4) 賃貸人は、当該補助金の申請を行ったものの、賃貸人に非がない何らかの理由により補助金が交付されない又は減額して交付がされた場合などについては、リース料金の変更等について協議ができるものする。

６　契約条件

(1) 長野県側の契約者は「長野県知事阿部守一」とし、部局単位で２通契約書を締結する。

(2) 使用場所は、「２　納入場所及び数量等」に記載のとおりする。

(3) 請求書の送付先は別途指定する。

(4) 使用場所の最寄りの系列店又は指定工場において、点検・整備のサービスが受けられること。

(5) 契約書における契約期間は、令和４年12月１日（車検証が発行された日）から令和11年11月　30日までとする。

(6) あらかじめ発注者等の承諾を得た場合には、納入期限以降においても、車検証の発行後の架装等の作業を実施できること。